

令和6年度第1回京都市保健福祉局指定管理者選定委員会摘録

日 時：令和6年4月22日（月）午前10時00分～午前11時30分
場 所：Zoom開催（監査指導課執務室にて公開）
出席者：野村委員長、中原委員、速見委員、佐々木委員
事務局：藤繁監査指導課長、延命企画係長、日下部（監査指導課）
健康長寿企画課：岡地域包括ケア推進担当課長、奥村地域包括ケア第一係長、牧
介護ケア推進課：中川介護ケア推進課長、平田施設支援・指定担当課長、村石在宅福祉係
長、荒木担当係長、藤田、塩谷

（〇は委員発言）

議事の経過：

- 1 事務局挨拶
- 2 委員長の互選

事務局 設置要綱第4条第2項の規定に基づき、委員の皆様の互選によって委員長を選出していただく必要がございます。

いかがいたしましょうか。

もし、御意見がないようでしたら、前任期につきましても委員長に御就任いただいております野村委員に委員長に御就任いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○ （異議なし）

事務局 異議がないようでございますので、野村委員に委員長に御就任いただくことを、ここに確認いたします。

委員長 委員長に就任しました野村です。よろしくお願いいたします。それでは、はじめに設置要綱第4条第3項に基づき、副委員長を指名させていただきます。

副委員長につきましては、学識経験者として就任いただいております、中原孝博委員、速見智子委員、にお願いしたいと思います。

なお、職務を代理する順位ですが、1位を中原委員、2位を速見委員にしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○ （異議なし）

委員長 では、副委員長は、中原委員、速見委員にお願いします。

3 京都市保健福祉局指定管理者選定委員会指針の改正について

(事務局から説明ののち、質疑応答)

委 員 長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 最近注目されているSDGsが審査項目に加わるのは良いことだと思います。
- 市内団体等への加算の見直しについては、地域の参加を促す趣旨だと思いますが、一方で、過度な加点とならないよう係数を統一することとされています。過度な加点とならないように配慮される背景事情や問題意識等があるのであれば教えてください。

事 務 局 本市における指定管理者の選定に当たっては、「新規参入を促進する」、「新規参入を阻害するような条件等をつけない」という方針があり、市議会においてもたびたび指摘を受けています。

また、新規参入かどうかにかかわらず、利用者に対する福祉サービスの向上のためには、より優れた団体を選定することが基本であるため、点数が僅差の場合に限り、市内団体等を優先することとしております。

今回、合計得点への3%加算から、審査項目に見直したことで、係数を設定できるようになり、最大で1項目2点につき係数4の8点まで加点が可能となりますが、前提としてしっかりと運営ができる団体を選定するため、係数を統一し、市内中小企業及び市内に本拠を置く団体には4点、より地域に近い、地域住民が主体となった団体にはさらに2点の加点に統一しようとするものです。

- 地域住民が主体となった団体の申請は過去にありましたか。

事 務 局 現在の保健福祉局の指定管理者では1団体だけあります。

- 地域住民が主体となった団体の例示等は、どこかに掲載されるのでしょうか。

事 務 局 例示の掲載はこれまでしていません。自治会や運営委員会等、概ね学区や元学区内の方で構成され、その区域内で活動する団体を想定しています。

地域住民が主体となった団体の考え方を変えるものではないため、採点に当たっては、「自治会や運営委員会等、地域住民が主体となった団体」に該当するかどうかを申請書類に記載していただいたうえ、団体

構成等を施設所管課において提出書類で確認します。

- 要件はこれから積み上げていくものと理解しました。

委 員 長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委 員 長 この案件については事務局案のとおりとします。

4 指定候補者の選定方法及び審査基準について

- (1) 京都市東高瀬川特別養護老人ホーム、京都市東高瀬川老人デイサービスセンター、京都市東高瀬川地域包括支援センター
- (2) 京都市春日丘特別養護老人ホーム、京都市春日丘老人デイサービスセンター、京都市春日丘老人介護支援センター
- (3) 京都市菊浜特別養護老人ホーム
- (4) 京都市長寿すこやかセンター

(事務局及び施設所管課から募集要項案の説明ののち、質疑応答)

＜京都市東高瀬川特別養護老人ホーム、京都市東高瀬川老人デイサービスセンター、京都市東高瀬川地域包括支援センター＞（各施設共通の質疑応答を含む。）

委 員 長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 各募集要項に共通する申請の資格に、暴力団員等でないことが挙げられていますが、申請者の提出書類である誓約書に基づいて審査をするのみなのか、警察への照会等も行われるのかを教えてください。

事 務 局 本市では暴力団排除条例と公の施設の指定管理者制度運用基本指針において、申請団体からは誓約書を提出させることになっています。そのうえで、必要があれば警察へ照会ができると暴力団排除条例で定めています。

- 警察へ照会を行う可能性があることは誓約書に記載されていますか。

事 務 局 誓約書には記載されていません。誓約書は全庁共通の様式です。

- 申請団体は、条例に基づき警察への照会が行われる可能性があることを理解していますか。

事務局 暴力団員等は指定管理者になれないことは募集要項にも明記しており、また、本市として暴力団排除条例を周知していますので、理解はされている認識です。

- 各特別養護老人ホームの募集要項において、建物の減価償却相当分として、各施設の年間利用延べ人数×370円を京都市へ納付することになっています。特別養護老人ホームであれば、建物だけではなく特殊浴槽等の高額な備品もありますが、実際の減価償却額と納付金との差額の対比など、納付金の妥当性はどうなっていますか。

介護ケア推進課 減価償却相当分の考え方について、利用者が指定管理者に支払う居室料が470円であり、このうち370円が減価償却相当分、残り100円が修繕費相当分です。

減価償却相当分を本市が納付金として受け取り、施設の躯体や空調等の大規模修繕に充てています。

修繕費相当分は指定管理者の収入とし、小修繕は指定管理者が実施しています。

- 老人デイサービスセンターの納付金の根拠はどういうものですか。

介護ケア推進課 老人デイサービスセンターについては、減価償却費相当分に該当する利用者負担がなく、減価償却費は介護報酬に組み込まれていることから、実際に要した建築費を基に算出しています。算出式は、「年間の納付金額＝工事費×4分の1（設置者負担分として）÷法定耐用年数」です。

- 定率法ですか、定額法ですか。

介護ケア推進課 定額法です。

- 収支状況において、支出が収入を上回っている施設が多いですが、これは各施設の事業活動収支ですか。

介護ケア推進課 指定管理者から受領している実績報告における収支の状況です。

- 赤字が発生しているということですか。

介護ケア推進課 お見込みのとおりです。

- 赤字の分は事業者が負担をしているということですか。

介護ケア推進課 お見込みのとおりです。

- 定員が35人程度の老人デイサービスセンターにおいて、このような赤字が発生することはあまりないのではないのでしょうか。平均利用者数はどのくらいですか。

介護ケア推進課 現在、平均利用者数が把握できるものを持ち合わせていませんが、募集要項に記載している直近の収支状況は令和4年度のものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数が通常期よりも非常に減少したと聞いています。今後は回復傾向になるのではないかと考えます。

- 老人短期入所施設が特別養護老人ホームになるとのことですが、老人短期入所施設においても赤字が発生していたということですか。

介護ケア推進課 お見込みのとおりです。

- このような事業は継続していくことが重要だと思いますが、このような赤字状況の中で申請団体の確保は可能なのでしょうか。

介護ケア推進課 老人短期入所施設については、約10年前は稼働率が90%程度ありましたが、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響に加えて、稼働率が80%程度に低下しています。

背景として、老人短期入所施設が市内全体で充実してきていること、小規模多機能型居宅介護や短期入所療養介護などの利用者の選択肢が増えてきている状況があります。特に、公設単独の老人短期入所施設は、定員規模が30名から40名と他施設と比べ大規模であるため、収支が安定しない状況が続いていました。

こうしたことを踏まえ、今回の公募は、条例改正により、公設の老人短期入所施設3施設を、よりニーズが高く安定した運営ができる特別養護老人ホームに転換したうえで公募をするものです。

- 老人短期入所施設から特別養護老人ホームへの転換は、いつの時点でされますか。

介護ケア推進課 今回の公募を経て、令和7年4月1日から特別養護老人ホームに転換することになります。

- 特別養護老人ホームへの転換と同時に定員30名ほどの入所を一斉に受け入れるのは困難だと思いますが、初年度の収益低下への対応等がありますか。

介護ケア推進課 8月上旬までに指定候補者を選定した後、仮協定を締結します。締結後は、特別養護老人ホームへの転換に係る準備行為が可能となり、現老人短期入所施設の利用者や特別養護老人ホームの入所希望者についても、事前に調整をしていくことになります。

転換と同時に切り替えるのではなく、事前の準備行為によって対応します。

- 応募書類がかなり複雑だと思います。かなりの赤字が出ていますので、応募者が多数あるならかまいませんが、応募者がなかなか出ない状況であれば、そうした点も今後は検討する必要があると思います。

委員長 条例に基づき、暴力団員等でないことを警察へ照会を行うことができることについては、事前に申請団体の了解をきちんと得ておくことがいまは求められていると思いますので、今後の課題としておきたいと思います。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

＜京都市春日丘特別養護老人ホーム、京都市春日丘老人デイサービスセンター、京都市春日丘老人介護支援センター＞

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

- 先ほどの施設と同様に、かなりの赤字が出ていますので、今後、同様に検討する必要があると思います。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

- (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

＜京都市菊浜特別養護老人ホーム＞

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ (意見なし)

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、了承いただけますか。

○ (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。

<京都市長寿すこやかセンター>

委員長 それでは、ただ今の説明について、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

○ 募集要項 5 ページに利用者負担金として教材費等の実費と記載されていますが、実際に教材費等の実費を徴収して行われている行事はありますか。

介護ケア推進課 研修等の事業を実施しており、テキスト代等を徴収しています。

○ 募集要項 7 ページの令和 4 年度収支状況には計上されていませんが、なぜですか。

介護ケア推進課 収支状況の記載については、事務局と調整のうえ、委員の皆様に変更して報告します。

委員長 それでは、この案件の取扱いについて、募集要項 7 ページの記載は変更になる可能性があります、その条件付きで了承いただけますか。

○ (異議なし)

委員長 この案件については事務局案のとおりとします。
条件付きとなった点については、後日の説明をよろしくお願いします。

(以上)